

やまがた (No41)**森林・山村活性化通信****やまがた森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会**

(公財) やまがた森林と緑の推進機構

〒990-2363 山形市大字長谷堂字馬場 2265

TEL.023-688-6633 FAX.023-688-6634

E-mail : ishikawa@ymidori.or.jp

- 1 令和5年度林野庁主催ブロック会議について
- 2 令和5年度事例集の原稿作成について
- 3 令和5年度活動報告会のご案内 (予定)
- 4 令和6年度事業要望について



1 令和5年度林野庁主催ブロック会議について

令和5年11月1日(水)から2日(木)、山形市市民活動支援センター会議室において、「令和5年度森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」があり、「森林・山村多面的機能発揮対策分科会」に出席しましたのでその内容についてご報告します。



1日の分科会では、林野庁森林利用課の羽田望指導係長から以下について説明がありました。

①令和6年度予算概算要求について

本事業が、花粉削減・グリーン成長総合対策の一環に位置付けられており、メインメニューに花粉発生源対策のスギ伐採(皆伐)、植栽(広葉樹等)の樹種転換促進活動を加えるべく要求している。(メニュー化については12月下旬の概算決定で判明の予定)

②安全作業の確保について

令和になって本事業で3件の死亡事故と重大事故が発生している。特にかかり木や枯れ木、重心の見極めが難しい広葉樹の伐採等での事故が多い。活動組織におかれては、引き続き安全講習の実施、安全装備の着用、体調管理、気象状況の把握、道具の手入れ等について徹底すること。危険な作業については委託も視野に入れること。

また、万が一事故が発生した場合のために、常日頃から応急治療用医薬品や救急・消防・病院等の連絡先の確認など準備を整えること。必ず傷害保険に加入すること。

③会計実地検査について

北海道や秋田県をはじめ複数の県で多面的事業の検査が行われ、令和5年6月に検査院から林野庁に対し以下の指摘があった(本県においても、多面的事業の個所付けはなかったが、11月13日から17日にかけて林野庁所管事業の会計実地検査が行われた)。

- ・活動場所の地目が「農地」であったため、交付金の返還を求めた。現況が森林状態であっても地目が「農地」の場合は、事業対象とならない。「農地」で活動する場合は、各市町村農業委員会の「非農地証明」が必要。

④事業の適正な執行について

今年度は、財務省の査定により要求額に対し大幅に内示額が減じられた。事業実施に当たっては、不用額等が出ないように予算を有効に使ってほしい。

2日には、羽田係長による書類指導と現地指導が行われました。内容は以下のとおりです。

- ・ 交付金で購入した資機材については、必ず管理台帳を作成すること。その際、耐用年数を忘れずに記入すること。
- ・ 購入した資機材は、耐用年数内に売却などの処分を行わないこと。
- ・ 購入した資機材には、テプラ等で多面的事業で購入した旨を明示すること。
例)「令和5年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」など
- ・ 実施報告書等の作成に当たっては、交付金事業に直接関係のない写真は添付しないこと。
- ・ 作業中の安全確保のため、単独作業は行わないこと。また、作業に当たっては、ヘルメット等安全装備の着用を徹底すること。

現地指導の際は、「西根森づくりの会」芳賀代表と「飯豊町中津川の森人会」加藤代表に対応していただきました。お忙しいところありがとうございました。羽田係長は、視察後、米沢駅から新幹線で帰京しました。



2 令和5年度事例集の原稿作成について

活動組織の皆さんの素晴らしい活動内容を記録に残し広くPRするため、今年度も活動事例集を作成します。お忙しいところ恐縮ですが、令和5年11月13日付け事務連絡で依頼しているとおり、令和6年1月15日までに原稿の提出をお願いします。原稿作成にあたりましては、地域協議会の担当者とやり取りをさせていただきますのでご承知おきください。活動中や整備後の写真など沢山盛り込んで、楽しい事例集となりますようご協力をお願いします。

3 令和5年度活動報告会のご案内(予定)

今年度も令和6年3月11日(月)に山形市内で活動報告会を開催すべく調整しています。今年度終期を迎える4団体から発表していただく予定です。加えて、報告会に先立ち、労働安全について専門家の講演を予定しています。正式に決定しましたら改めてご案内します。

終期を迎える団体：「里山クラブにしやま」 「高畠町二井宿地区山林の景観と恵みを守る会」
「浅立森づくりの会」 「飯豊町中津川の森人会」

4 令和6年度事業要望について

例年12月下旬に林野庁から次年度の要望調査があります。計画地の現況写真の撮影や協定書、森林簿などによる面積の確認、森林経営計画策定の確認、事業費の積算などを進めてください。林野庁から照会があり次第ご連絡します。